



裁判を支える仲間の支援が大きな励みに！

西武バスユニオン組合員に対する 労災保険不支給処分取消請求事件 第7回期日開催！



9月14日 東京地裁前

9月14日、西武バスユニオン組合員に対する「労災保険審査行政訴訟裁判」の第7回期日が行われました。今回の期日では、脅迫文章が会社専用の業務日報の裏に書かれていることから、業務日報の裏側の写しを証拠書類として提出しました。

その後の報告集会では「医師の医学意見書の提出で4ヶ月かかった。国側も反論するのに、それくらい掛かるのは致し方ない」という弁護士見解が出されました。また、本人からは「仲間の皆さんが傍聴席で見守ってくださることが、どれほど私自身の大きな支えになってるか、言葉にならない。これからも、支えていただきたい」と、さらなるたたかう決意が出されました。

第8回期日は 2027年2月8日（月） 14：00から開廷されます！